
[総合地域研究所 平成26年度「共同研究」報告]

非行少年の立ち直りと就労対策

研究代表者：覚正 豊和 (敬愛大学国際学部教授)

客員研究員：矢作 由美子 (敬愛大学国際学部こども学科非常勤講師)

地域研究員：井内 清満 (NPO法人ユース・サポート・センター・友懇塾理事長)

1 研究事業の背景

近年、英米を中心に犯罪者・非行の立ち直り研究に注目が集まりつつある。非行からの“少年の立ち直り”に関する研究は少なくないが、援助者側の要因を明らかにする研究は少ないといえる。そこで、本研究は、継続的に少年の立ち直りの“支援”にかかわる民間支援の活動に着目し、非行少年にとって立ち直りの条件は何か、そして、支援に必要なことは何かについて、千葉、広島、愛知における長年、非行少年の立ち直り支援を行っている民間団体を訪問し、援助者3名から話を聞き、関係資料に基づきプレ調査を実施し、その取り組みから共通点を見つけ、少年の立ち直り“支援”とは何かを考え、必要な条件について分析し明らかにしたい。

2 研究の背景と目的

非行少年の立ち直り支援のうち、就労支援は、地域社会全体で少年の立ち直りを支援する体制づくりが必要となってくる。千葉県内では勝浦市、千葉市などで平成25年以降、保護司会との就労支援協定締結が始まっており、また、千葉県就労支援事業者機構も事務所を移転（千葉保護観察所から中央区新宿へ）し、取り組みを拡大している。しかし、非行少年の動向と地域の現状を踏まえたうえで見るならば多様なニーズに対応する地域独自の「非行少年の就労支援システムの構築」は、始まったばかりであるといえる。今年度は、非行少年の支援を長年続けている代表的な3名の援助者から聞き取り調査を実施し、非行少年の立ち直り支援の考察を目的とする。

3 調査概要

本年度は、広島、千葉、愛知を訪問し、まず、各地域の「少年非行の概況」を把握したうえで、民間支援団体の代表者から「少年を立直らせるために少年に対しては、どういうことが特に必要だと思うか」といった観点から「この間の主な活動事業」や、「どのように少年と向き合っているのか」、各代表者からの聞き取りを行い、総合考察として、非行少年の立ち直り支援に必要な条件として、(1)援助者の働きかけ、(2)継続性、(3)保護者への支援の重要性について、(4)食による立ち直り支援、(5)就労支援と、5つの支援に分類し、さらに、共通点を抽出し分析を行った。

——千葉

「NPO法人ユース・サポート・センター・友懇塾」の活動



井内 清満 氏

友懇塾 (HPより)

「友懇塾」は、平成14年11月に設立され、平成15年2月に千葉県知事から「NPO法人ユース・サポート・センター・友懇塾」（以下、「友懇塾」とする）として認証を受け、非行少年の立ち直り支援活動を続けている民間団体である。少年とのかかわりを本格的に始めたのは平成元年から

で、様々な機関との協力・連携が不可欠とし、関係部門と協力しながら活動している。例えば、千葉県警察本部の少年センター、千葉市補導センター、その他、家庭裁判所など、子どもの立ち直り支援にかかわる機関との協力関係にある。ただし、井内氏によれば、「指示や命令といった関係ではなく、定期的な連絡や情報交換を主体とし」、「情報をくださいとは絶対にいわない」とする。

就労支援については、県内の知り合いを頼り38社の協力企業を確保しているが、企業開拓は欠かさない。友懇塾は、「千葉県若者自立支援ネットワーク協議会」の構成メンバーでもある。井内氏は就労支援をした少年が必ずしもすぐに定着するのは難しく、「2～3回転職すると少年は不思議と落ち着きます」「無理して紹介したのだから絶対辞めないで我慢しろ、では本来の立ち直り支援とはいけません」ときっぱりいう。さらに、少年院を仮退院した少年や高等学校を途中で辞めた少年等に、新たな出発を促すきっかけとして、静岡県内にフリースクールを開講しているほか、寮生活をしながら様々な職業体験などを通じて社会で通用するようサポートしている。また、友懇塾の活動には、少年たちが取り組む清掃活動や里山活動といった環境美化・保全にかかわるボランティアがあり、その活動は、家庭裁判所における少年の立ち直り支援の教育プログラムとも連動している。

——広島

広島・NPO法人青少年サポートクラブ：理事長：吉川水貴氏への聞き取り



吉川 水貴 氏 (HPより)

吉川氏の著書 (HPより)

吉川氏の活動は、まさに、広島の暴走族との変遷に存在する人物であり、少年たちとその時代を過ごし、立ち直り支援に汗を流してきたひとりである。

活動を始めたきっかけは、吉川氏がPTA役員を引き受けたことから始まる。

非行少年の立ち直り支援活動を続け、2003年9月、NPO青少年サポートクラブを設立。暴走族の少年を対象にサッカー教室や、パソコン教室「キーボードネッ

ト広島」(建設現場で働く19歳～20歳の男女6人でスタート。いずれも元暴走族メンバー)を開き、その取組は県内外からも注目を集めた。

今では当時の非行少年も成人し30代になっている者もいる。最近、彼らも困った時に相談にくる程度で、その相談内容も会社の独立を考えての相談や、事業拡大、家族の問題が多くなったと話す。

現在、吉川氏は、広島県就労支援事業者機構の事務局長として更生保護の立場から就労支援に力を注いでいる。そこで同氏に非行少年の立ち直り支援の課題のひとつでもある就労支援の開拓について話を聞いた。現在、居場所づくりや就労体験・中間的就労等の取組を進めるなど、緊急雇用対策基金事業を活用しすすめながら、協力雇用主の拡大を図り、少年の立ち直り支援として、大手自動車メーカーを含めて、基本契約10社程度ある。

新規事業としては、協力雇用主等の協力もあり女子の非行少年を対象に、近々にフラワーアレンジメント教室を計画中。また、島根あさひ社会復帰促進センター(刑務所)のスタッフ研修を機に、広島の手自動車メーカーとの仲介をするなど、更生保護における就労支援の橋渡しをするなど、「段階的に正規雇用につながるように話を進めており、就労支援は再犯をさせないためにも重要である」と強調していた。

——愛知県

更生保護法人 立正園



百瀬 章恭 氏

立正園(HPより)

立正園は、更生保護法第1条に基づき法務大臣の認可を受け更生保護事業を営む更生保護法人(民間団体)である。立正園の沿革は、昭和9年までさかのぼる。名古屋少年審判所の開設に伴い前身となる建物が建設された。戦後、昭和26年7月、新少年法の施行に伴い、財団法人立正園となる。

現在の活動状況については、少年のみを対象とする更生保護施設と、家庭裁判所による補導委託先になっている。入所経路については、17か所の少年院からの入所者と、1号観察者(地区:20歳までの保護観察を受けた者)、更生緊急保護(釈放後身よりがないため、再び罪をおかすおそれのある人に対する援助)、また「試験観察」の場合は「1号再犯」「2号再犯」「保護処分歴なし」、「その他保護処分歴がある少年」が入所している。

立正園における少年の立ち直り支援とは:施設長:百瀬章恭(アキヨシ)氏の話から

平成25年度の活動記録によれば、近年の少年は、性格特性・知的能力、発達障害などから集団生活に馴染みにくくなっていると。また、虐待を受けている子も入所者に多く、その為、集団よりも個別で対応すべき問題特性のある少年が増えているのが現状のようである。少年のなかには、相手の表情から感情や気持ちを読み取ることが不得意なものも多く、対人コミュニケーションへの支障が出る場面が多々見られる。また、集団と自分との関係が分からなかったり、ひとつのことを学んだら応用が利かず何度も同じことを繰り返

す少年もいる。また、自信がないことから周りの影響を受けやすいなどの理由から個別対応が求められる少年も増えているようである。そのため、個別にSST（社会生活技能訓練）を多く実施するなどの対応を採っている。

今回の聞き取りの目的でもある「就労支援」について興味深かったのは、双子の兄弟の事例から、「兄は立正園へ、弟は福祉関係の施設へ」と、それぞれ受け皿が別々となり、その後の更生の道がどのような相違を見せたかを伺った。百瀬氏は、「“社会の道筋”を一緒に考えることだ」とまとめた。

——総合考察：共通している点を探る

（1）援助者の働きかけ

ソーシャル機能の担い手であるとすれば、仲介的機能を果たしてきたといえる。例えば、街頭での声掛けや、電話相談、家庭訪問、保護者会といった活動は、不安、辛さなどを抱えた少年や保護者とつながるために声をかけ続けるという役割が期待されるからである。また、彼らの葛藤に「理解したい」と思って、「共感」しながら話を聞き続ける姿勢、時間をかけながら自分と人を信じられるようになるまで声をかけ続け、大人の支えが必要なときは、存在感のある人たちである。また、それぞれの活動のなかで共通する清掃活動や野外活動は、少年と保護者が一緒にいる場でもあり、保護者と少年と一緒に汗を流し、距離感が少しずつ縮まっていく様子がある。しかし、すぐには会話が成立しないことから、少年と保護者の間を埋めるため、声や意見を代弁する役割も担っている。

3人の援助者に共通しているのは、少年一人一人の潜在的な力を信頼し、時間をかけても、彼ら自身が自らの力を信頼できるようになるまで待つ姿勢を示し、必要に応じた支援をし続けていることが今回の調査から分かった。また、少年らが清掃活動をしているとき、見知らぬ人から「ほめられたり」「認められたり」「励まされたり」することは、少年本人だけでなく保護者にとっても良い機会となり、自信となり、エンパワメントとなり、教育的機能をもたらす活動といえる。

民間の支援のメリットは、なんといっても自主的な活動が企画できることである。いずれの援助者も企画力、調整能力、行動力ともに計り知れない。それぞれ異なる場の提供はしているが、少年たちが、味わったことない体験や安心して過ごせる環境づくりの工夫（例えば、生活面での自立に向けた裁縫体験や、夕食会など）や、家族や社会資源の調整、そして、フルに地元の人脈を使い、地域の人を巻き込みながら調整を図るといった「エコロジカルパースペクティブ」による環境調整を図っている。更生保護には、社会の理解は不可欠であることから、街頭清掃ボランティア活動など積極的に社会に働きかける活動「ソーシャルアクション」を実施していることや、少年たちの意見を尊重し活動を進めながら、少年たちに自信を取り戻させ、少年たちが主体となってソーシャルアクションを展開することに積極的に目を向け、彼らの大きな成長へとつながっている。そのひとつが、広島における現役警察官とのサッカーの試合だったといえるだろう。

百瀬氏は、更生保護施設関係者が集うシンポジウム（2009年3月2日：日本財団ブログより）で「最近の子どもは想像力・共感性がないため、同じ非行を繰り返してしまう傾向がある。地域住民には、非行少年は支えが必要であることを彼らの清掃活動を通じて理解してもらっている。活動を通じて社会に受け入れられたと感じた少年の再犯は少ない」と語ってい

る。

それぞれの援助者から話を聞くなかで、改めて、非行少年は、社会と関わることによって初めて自分の居場所ができる。そして、「社会に向けて互いの思いを語り、その気持ちを整理していくことで、立ち直りのきっかけが作れるのではないか」ということに気づかされた。井内氏は、立ち直りとは、「自分で過去の話の人前で話せたときに立ち直りの瞬間」であり、「自分一人で生きるということを知った時が立ち直りの瞬間」だといっていた。そのためには、じっくりと話を聞くこと、少年らの選択を尊重しながら聞き続ける姿勢が求められると。

弁護士、多田元の、「少年が自分らしい夢をもって、人と豊かな関係、絆を再発見して、自分のアイデンティティを保つことができるようにしなければ、自立更生の支援にはならないのではないか」との指摘のように、それぞれ事情を抱える少年たちが、将来、夢や希望の持てる社会をつくること、それは「大人の責任」だと吉川氏はいう。井内氏は、きっぱりと「一人の大人として適切なアドバイスをしただけ」「おごる人は立ち直り支援をしないでほしい！」という。確かに、3人の話は、直接会って相談者の話をきき、問題解決を図れるよう適切なアドバイスをしているだけで、おごる言葉などひとつもなかったといえる。

(2) 継続性

行政の役割において少年の健全育成に関与し、専門職として担当する期間には限りがある。確かに、迷惑をかけた学校の担任教諭のなかには、担当から外れた段階で、少年との縁までなくなったと考える人もおり、立ち直った少年たちを落胆させることがある。それに比べ、民間の強みは、“継続性”といえるだろう。今回紹介したいずれの民間団体も、それぞれの立場で、自主的に少年に居場所や社会活動等を提供している。井内氏が続ける電話相談は、24時間対応となっており、「速やかに行動し、自ら家庭訪問する」スタイルを続けている。どうして、継続できるのか話を聞くと。その理由のひとつに、「少年非行の原因は常に大人にある」という。吉川氏もまた「大人の責任」を強調し語っている。いずれの援助者も、共に感じ、共に育ち、共に生きる時間を長く少年たちと共有してきており、その少年たちの成長発達を見守る継続的な支援を続けている。どんな場面でも、少年と同じ目線で、そうした少年の気持ちに真剣に耳を傾け、親のつらさを理解し、話を聞いている。ただ、継続していくなかには、境界線を超える支援もあり、時に少年らの行為によっては、叱ることもある。そして、関係機関との間に距離が生まれることもある。井内氏は、「機関との協力関係は、指示や命令といった関係ではなく、定期的な連絡や情報交換を主体としたものである」という。吉川氏も同様の指摘をしていた。支援の枠組みの在り方としては、相互の信頼関係が重要となるが、時によっては支援のジレンマが生じることもあるということだ。

(3) 保護者への支援の重要性について

保護者への支援について聞き取りをした3名に共通することは、活動を通じて最後の支援者は、「自分たちではない」というメッセージを出している。すなわち、いずれも「少年と保護者をつなげる支援が重要」と答えている。

友懇塾では、少年と保護者が一緒に参加できる企画をたて、立正園でも、保護者参加型の「親子キャンプ」や、保護者会を随時行っている。

友懇塾の井内氏は、「困っていない親、自分の子育てが悪いと思っていない親に間違いを気付かせるのは難しい」という。「子どもは、少年院に入り、……子どもが家に戻ると何も変わっていない親をみるとがっかりし、少年は間違いなくその日から仲間と遊びふけてしまう」「少年院に入っている間に両親も一緒になって子育ての一から学ぶ仕組みがないと本当に意味の立ち直りは難しい」「親の立ち直り支援も大事」という。井内氏は、強制はしないが、少年院での子どもの収容期間中、親の再教育、子育て支援の場として親のための教育プログラム「親塾」と称して勉強会を行っている。確かに、保護者にも心情を語れる場は必要といえる。「非行」と向き合う親の会の体験記にも、「繰り返し間違いを犯しながらも、やはり親として見捨てることができずにきました……、親にも居場所が必要」と寄せられている（ぎゅーす No. 10, p. 25）。

立正園でも保護者会を通じて「少年は自分を変えること、自立をすることを目的に入園してくる。しかし、本人が成長をみせても、以前と同じ姿勢や目線の保護者の許しに戻ると、また同じことの繰り返しとなり、不安定になる少年も多くみられることから、保護者自身に、子どもに対する見方、関わり方を変えてもらい、親子で共に協力し合う環境づくりが必要になってくる。退園後、少しでも良いスタートが切れるよう保護者会を随時実施し、少しでも保護者に役立つ助言を行っている」。そして、「一時帰省できるときは、帰省させている」「社会とつながるチャンでもあるから」という。親がかわらなければ少年も変わらないこともあるということだろう。「だからといって、チャンスは多い方がいいから」と百瀬氏は話す。

このように、民間団体では、自主的な活動を企画するなかで、問題のある保護者への支援は、少年の立ち直り支援の両輪といえる。保護者の居場所となる「親塾」や自助グループは、増やしていかなければならないといえる。

（４）食による立ち直り支援

非行少年の食生活は、偏食傾向は明らかで、朝抜き、食の乱れ、さらに、深夜の徘徊をみても明らかに、就寝・起床時刻が遅く昼夜逆転した生活リズムとなる。国立保健医療科学院の須藤紀子氏は、「食事によって供給される個々の栄養素の働きだけでなく、家族とのコミュニケーションといった食事の社会的な機能や、生活リズムを形成する生活習慣としての食事の位置づけなど、さまざまな視点でとらえていく必要があるだろう」と指摘する。食事を保護者に作ってもらい、それを食するという習慣が乏しい少年が多いことから、手作りの食事を皆で味わうことが大切であると、援助者は考え、地域のボランティアの方々の手助けもあり、食による立ち直り支援を行うことが可能となっている。広島の中本氏が指摘するように「子どもはご飯が食べられないと非行に走る」という言葉が浮かぶ。少年には、基本的な生活習慣を学ぶ機会となり、温かい食事をとりながら会話をすることで、社会とつながることにもなり、立正園では、仕事から戻ると、「お帰り」と言って、手づくりの食事が用意されている。家庭的な雰囲気のなかで共同生活をおくる少年たちにとって、心と健康を取り戻すためにも、食による立ち直り支援は必要不可欠な条件といえるだろう。

（５）就労支援

実態をみると、就労も就学もしていない少年のなかには、地域社会のなかで自分の居場所が見出せず、再び非行に走るという悪循環を繰り返す少年がいる。一般的に就労先があ

れば、立ち直りにつながるといった意見は根強くある。確かに、非行少年は、社会と関わることによって初めて自分の居場所ができ、そのひとつが職場といえるだろう。しかし、少年院から出てきた少年に対する就労支援には、雇用の機会が狭く、現実には厳しい。更生保護の分野にも自立という言葉が使われ始め、果たして「自立」という概念がどこまで更生保護にあてはまるのだろうか。「自立は、望ましいことと同じ」だとすれば、「教護＝自立」と言い換えると通用する」（「ぎゅーす」No.6 北澤 pp.12-13）と考えれば、何度か繰り返し転職する少年たちへのアドバイスも違ってくると考える。井内氏は、「立ち直りの終局状況とは、少年が壁にぶつかりながらやがて就労先が決まり落ち着いたとき」だという。非行少年の就労支援は、いずれの支援者も様々な段階から人脈を通じて企業開拓を行い、職探しにつながる情報があればお願いにあがるなど、社会の理解を得るための講演も時間が許す限り引き受けている。現在「千葉県内には38社の協力企業を確保している」と井内氏はいう。また、吉川氏も、広島では10社程度確保しているが、女子の就労先の開拓が難しいという。愛知の事情を聞くと、実際問題「年齢が15歳の場合、就労が確保できない。18歳未満の雇用が慎重になっている」と。

今回、就労支援の話のなかから、特に印象に残ったのが、立正園での援助者は、少年の将来に向けて「社会への道筋」をつけるために存在していることが分かった。

そして、百瀬氏は、障害をもつ少年の就労支援について、「福祉のレールに乗せる選択肢もあるが、不必要なまでに依存的な状態にとどめるような支援からは一線を置き、少年の自立をできるだけ促し、自己実現を図れるよう資格取得へと導きつつ、少年自身も自己実現できるよう時間をかけながらも、一人で生活できるまでの現金収入が得られるように支援してきた」と話す。

今、まさに、司法から福祉につなげる出口支援の在り方が変わり、新たに、地域生活定着支援センターが登場してはいるが、各地にセンターによって運営に格差があることから、更生保護施設がどのように就労支援を行ってきたのか、学ぶべき点は多いといえる。

いずれの援助者も、非行少年の社会的自立を支援するには、個々の状況に応じた対応をしながらも、その一方で、就労や住居の確保をするために、地域社会の理解と協力を得ることが重要と考え、社会につながる道筋を一緒に考え、少年たちにアドバイスを続けていることが分かる。

4 おわりにかえて

今回、それぞれの話をつなぎ合わせる作業やまとめることで、立ち直り支援にかかわる取り組みが見えてきた。今回の調査は、民間団体に着目し、代表的な3名へのプレ調査に終わっているが、彼らの指摘を踏まえて、今後も非行少年の立ち直り支援と就労対策を中心に、いかに地域社会全体で少年の立ち直りを支援する体制づくりが必要か、“求められる支援とは何か”などをさらに考え、官・民を含めて、援助者の質、支える枠組みの在り方など、“語り”をつなぎ合わせていく継続調査が待たれるところである。